

サテライト展示用キット等制作業務委託仕様書

業務名

サテライト展示用キット等制作業務

1 業務の目的

令和5年9月1日に国の認定を受けた「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、観光客が多数訪れる県内主要施設（駅、空港、道の駅、サービスエリア、道後エリアのホテル等）において愛媛県美術館（以下「美術館」という。）への来館促進を図るための情報発信を積極的に行うため、美術館およびコレクションの紹介を行うための組み立て式簡易ブース仕様によるサテライトキット等を制作する。加えて、館内外のイベント等で活用するため、美術館が立地する松山城三之丸を含む江戸時代の松山城下の様子を描いた《松山城下図屏風》（愛媛県歴史文化博物館蔵）の原寸複製を制作する。

2 予定契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

3 業務内容

(1) サテライト展示用キットのデザイン・制作

①美術館およびコレクション紹介バナー（自立式）

- ・最大5基 各H2,000×W600mm程度

②簡易ブース型可動キット

- ・最大5基 各H2,000×W2,000×D600mm程度（組み立て時最大）
- ・基本キットを1基制作し、最大5パターン程度のアレンジが出来る仕様でも可。
- ・デザイン、仕様（組み立て方法など）は自由だが、設置中は有人対応、無人対応いずれも可能とするアレンジが出来ることが望ましい。有人対応時、無人対応時それぞれで特色のある掲示物やPR手法（有人時に簡易ワークショップなどを開催する等）についても提案すること。
- ・観光客の来館が想定される美術館内でのイベントでも使用するためのアレンジ（パーツの部分使用等）が出来ることが望ましい。
- ・キットに設置するための美術館紹介の広報物（日・英版リーフレット等）も合わせて作成すること。
- ・その他、美術館の魅力的なPRのための付属備品等があれば望ましい。

③《松山城下図屏風》の原寸複製

- ・松山城三之丸跡に立地している美術館の特徴をPRするとともに、松山城や周辺観光施設との周遊促進を図るため、江戸時代の城下の景観を描いた《松山城下図屏風》（愛媛県歴史文化博物館蔵）の原寸複製を制作する。原寸複製以外のコンテンツ（パネル、映像等）を組み合わせることも可。主に、松山城の景観が一望できる美術館本館2階の展望ロビーでの活用を前提とするが、館外へ持ち出す場合もある。

※作品画像参照⇒ <https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/288683>

- ・原作品寸法：四曲一双 各隻H1,800×W3,100mm
- ・作品の画像データは、県歴史文化博物館から提供される高精細デジタル画像を使用し、制作にあたっては原作品の彩色や質感を損なわない画像精度を確保すること。必要に応じて本機色校正を行う。

※作品画像参照⇒ <https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/288683>

- ・原寸複製以外のコンテンツを制作する場合の形式は自由だが、美術館展望ロビーでの活用を前提とした内容とする。

※愛媛県美術館について（展望ロビーの写真あり）

⇒ <https://www.chime-art.jp/about>

（２）キット設置場所の開拓

観光客が多数訪れる県内主要施設（駅、空港、道の駅、サービスエリア、道後エリアのホテル等）において、上記キットを設置する場所を少なくとも2件開拓し、契約期間内に設置および撤去を完了する。

4 素材と仕様

- （１）屋外での使用（1回の使用あたり最大1週間。次年度以降も継続的に利用）を想定した素材とすること。なお、《松山城下図屏風》原寸複製等は、屋内使用を前提とした素材で良い。
- （２）風雨等で倒壊や移動する危険のないよう、自立する構造であること。
- （３）愛媛県内外の観光施設等での可動展示を前提とし、乗用車での輸送および少人数での組み立てが可能な仕様・構造とすること。
- （４）デザインや掲載事項等は、契約後美術館と十分に協議すること。
- （５）作品の画像データは、美術館から提供する高精細画像を使用すること。

5 成果物

- （１）美術館およびコレクション紹介バナー（自立式） 最大5基
- （２）簡易ブース型可動キット 最大5基
- （３）《松山城下図屏風》原寸複製 1基（その他のコンテンツがある場合は合わせて納品のこと）

※各品とも、必要に応じて、持ち運び用の収納ケース等を作成のこと。

※（１）（２）は完成後、県内の主要施設等（2件以上）への設置を完了すること。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

- （１）受託者は、美術館と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- （２）業務の進捗状況等を美術館の求めに応じて報告すること。
- （３）委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。
- （４）デザイン、制作にあたっては、美術館のコンセプトに適しており、かつふさわし

いものとする。

(5) 制作にあたっては、屋外での長期使用にも堪える材質としつつ、可動性と安全性に配慮した構造とすること。

(6) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 美術館により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(7) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、美術館に帰属する。第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。（権利を有する第三者から求めがあった場合は、受託者からの通知を受けた上で、美術館が使用許諾に係る手続きを行う。）第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(8) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(9) この仕様書に定めのない事項であっても、美術館が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。